

# 選挙細則

## 第1章 選挙管理

### 第1条 [目的]

本細則は、共同機構久世PTA連合規約第11条に基づき、久世中学校PTA（以下「本会」という）の本部役員及び専門委員長（以下「役員」という）の選出方法を定めることにより、本会の運営を円滑に行うことを目的とする。

### 第2条 [選挙管理委員会]

本会の役員が選挙管理委員会として携わり、本会の役員、学級委員選挙は、選挙管理委員会の管理の下に行う。

## 第2章 本部役員及び専門委員長選挙

### 第3条 [選挙の時期、対象者]

- 立候補の受付は、11月1日から11月10日までとする。
- 役員選挙は、11月11日から12月20日の間に連記無記名通信投票で実施するものとする。
- 新1年生会員も対象者とする。

### 第4条 [選挙管理委員会の業務時期]

選挙管理委員会は、次の業務を行うものとする。

- 選挙日時の決定及び告示。
- 立候補者の告示、推薦委員会から推薦された役員候補者の告示。
- 選挙の執行。

### 第5条 [推薦委員会]

- 推薦委員は、公募する。立候補者がない場合は本部役員会が指名し会長が委嘱する。
- 推薦委員会は、互選により委員長及び副委員長を選出する。
- 本会の役員選挙においては、立候補者のない役職については、推薦委員会が役員候補者を推薦するものとする。

### 第6条 [その他]

役員選挙期間に役員が決定しない場合は、年度末まで隨時立候補者・推薦者の受付をするものとする。

## 第3章 学級委員選挙

### 第7条 [選出方法]

- 4月に学級保護者会で選出する。
- 立候補もしくは抽選で決定する。
- 学級ごとに学級委員長1名（育成学級は1名）、学級委員1名選出する。（補欠2名選出）
- 進行は、前年度の学級委員が行う。ただし、1年生は本部役員・専門委員長が行う。
- 兄弟・姉妹が在籍している場合は、一番上の学年の保護者会に出席し、下の子どもの学級では選出対象外とする。

6. 欠席者の抽選は、司会者が代理で行う。
7. 当選者へは、選挙管理委員会から告示する。
8. 学級委員決定後、会員に告示する。

#### **第8条 [選出対象外]**

原則として下記の場合は選出対象外とするが、本人の希望により選出・再選はできる。

1. 当該年度に本部役員、専門委員長、支部長、副支部長及び各支部第1補欠の者は対象外とする。
2. 当該年度で久世中学校区小学校PTA本部及び「子ども会」の役員（会長、副会長、会計、庶務）の者は対象外とする。
3. 久世中学校における学級委員・副支部長経験者は、翌年度の1年間を対象外、支部長経験者は、翌年度から2年間を対象外、本部役員及び専門委員長経験者は翌年度から5年間は対象外とする。

上記以外の理由のある場合は、学級保護者会に出席し、学級の協議により承認を得ることとする。

#### **〔付 則〕**

- 本細則は、平成22年11月17日に改正される。
- 本細則は、平成24年2月24日に改正される。
- 本細則は、平成26年9月10日に改正される。

## **支 部 内 規**

1. 上久世、中久世、大藪、殿城の4支部は、それぞれ支部長・副支部長を1名ずつ選出する。
2. 大築、築山、東土川の3支部は、それぞれ支部長を1名選出する。副支部長については任意とする。
3. 支部は各支部の実情、問題点を交流協議して、地域社会における生徒の生活指導、教育活動の向上に役立てるなどを主たる目的とする。
4. 支部役員は本部役員と協力し、会員相互の連携を図り地域懇談会等支部の実情に応じて社会教育のため必要な企画を行う。

## **慶弔 規 定**

1. 会員死亡の場合は供花及び香華料を供える。2. 生徒死亡の場合の供花、香華料は会員の場合に準ずる。
3. 学校職員の家族死亡の場合は、供花及び香華料を供える。
4. その他適宜協議の上、慶弔の意を表す。